

ハラスメント防止に関する基本方針

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、従業員の能力発揮を妨げる社会的に許されない行為です。また、職場の秩序を乱し、業務の遂行を阻害するなど、経営に重大な影響を与えかねない問題です。当社は、従業員一人ひとりがハラスメントについて理解し、皆が安心して働くことのできる職場環境の構築を目指し、以下の基本方針を定めます。

1. 当社は、下記のハラスメント行為を許しません。
 - (1) パワーハラスメントに類する行為
 - (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
 - (3) 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント行為
 - (4) その他ハラスメント行為
2. この方針は、正規・非正規を問わず、当社で働くすべての従業員、顧客・取引先等、当社に関係するすべての方を対象とします。
3. 当社は、ハラスメント防止のため、当該基本方針を周知するとともに、ハラスメント問題について正しく理解するための啓発をおこないます。
4. 当社は、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出に対して適切に対応します。
《苦情・相談窓口》総務部 または 衛生管理者
5. 当社は、苦情・相談に関与した方に対し、以下の対応を徹底します。
 - (1) プライバシーや人権を尊重します
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密を保持します
 - (3) 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方への不利益な取扱いをおこないません
6. 当社は、事実関係の確認をおこなった後、ハラスメント行為が確認できた場合、行為者に対しては、就業規則等に基づき厳正に対処します。また、被害者に対しては、職場環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに再発防止に努めます。

コミヤ印刷株式会社

代表取締役 小宮 照久